

労働者派遣法に基づくマージン率の公開

事業年度終了後の派遣先から受け取る派遣料金に占める派遣料金と派遣労働者に支払う賃金の差額の割合（マージン率）を下記の通り公開いたします。このマージン率は、以下の計算式で算出します。

$$\text{マージン率} = \frac{\text{派遣金額の平均額} - \text{労働者の賃金の平均額}}{\text{派遣金額の平均額}} \times 100$$

（小数点第 2 位以下を四捨五入）

- (1) 期末時点での派遣労働者数の数

13 人

- (2) 期末時点での派遣先の数

7 社

- (3) 派遣料金の平均額（8h 平均）

31,799 円

- (4) 派遣労働者の賃金の平均（8h 平均）

17,827 円

- (5) マージン率

43.9%

※マージンには、派遣元事業者として会社負担する健康保険・厚生年金・雇用保険・労働保険の費用となる社会保険料、事業運営費として営業担当者の人件費や営業活動諸費用・オフィス賃貸料、福利厚生費、研修費等が含まれています。

- (6) 教育訓練に関する事項

（キャリアコンサルティングの相談窓口）

システム開発部 部長 03-6260-9700

（教育訓練に関する事項）

訓練の内容	対象者	方法	実施主体	費用負担	賃金支給	実施時間
入職時訓練	新規採用者	Off-JT	弊社	無償	有給	320 時間
情報セキュリティ	新規就業者 在職者	Off-JT	弊社	無償	有給	1 時間

- (7) その他労働者派遣事業の業務に関し参考となる事項（福利厚生など）

派遣先の就業労働者が利用可能な診療所、給食施設等の設備又は施設について利用することができるように便宜をはかる。

- (8) 派遣労働者の待遇の決定に係る労使協定を締結しているか否かの別

☐ 労使協定を締結していない

☒ 労使協定を締結している

・ 協定労働者の範囲（プログラマー、システムエンジニア）

・ 協定書の有効期間終期 令和 8 年 3 月 31 日

以上